

第9 1回臨時会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答 弁 を 求 め る 者	質 問 の 要 旨
<p>田尾 成</p>	<p>市 長 担当部長</p>	<p>承認第1号 淡路市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>承認第2号 淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>この2件を専決処分としたことの理由について伺う。</p>

第9 1回臨時会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答 弁 を 求 め る 者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市 長	<p>承認第1号 淡路市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>1 第36条の3の3第4項では「当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。」と言う箇所が「当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。」と変更になっている。概要説明に「4. その他法令の改正に伴う条項のずれ及び字句を整理する」とあるが、この第4項の変更は今回の国の法律や関係する政令などが変わったことに起因する変更なのか。</p> <p>2 第53条の9第2項では、現行の「その受理されたとき」という箇所が、「その受理された時」と変更になる。</p> <p>(1) 平仮名の「とき」から漢字の「時」となることでどのような効果があるのか。</p> <p>(2) 仮に「その受理された日」と変更した場合、法的効果の点でなにか影響がでるのか。</p> <p>(3) 上記(1)も今回の国の法律や関係する政令などが変わったことに起因するものなのか。</p> <p>3 影響額、影響人数について</p> <p>(1) 概要説明にある、「1. 住宅借入金等特別控除の延長」「2. 負担調整措置の延長」「3. 環境性能割の臨時的軽減期限9カ月延長、種別割の期限延長」それぞれの影響について</p> <p>(2) 附則第10条の2 現行の第16項の規定が無くなることになるが、その影響は</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症による市民生活全般への影響を考えて、市独自の減免等の拡充やその考えについて</p>

第9 1回臨時会 質疑通告書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡		<p>承認第2号 淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>旧過疎法の失効に伴う条例の失効に伴い、新しくできた過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で、旧過疎法の失効日までに対象となる設備を新設等した者への減収補填の経過措置に対応する改定である。以下問う。</p> <p>1 本年4月1日以降に法の対象となる設備を新設等した場合は新たな条例がないと減免できないことになると思うが、その条例制定の方向性は。</p>